様式第２号の２の別紙４

環境負荷低減の取組に関するチェックシート

事業実施期間中において、以下のとおり、環境負荷低減に関する取組を実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組項目 | | 以下をチェック  （※１） |
| （１）エネルギーの節減 | |  |
| ① | オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | □ |
| ② | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める | □ |
| ③ | 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 | □ |
| （２）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | | |
| ④ | プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | □ |
| ⑤ | 資源の再利用を検討 | □ |
| （３）環境関連法令の遵守等 | | |
| ⑥ | みどりの食料システム戦略の理解 | □ |
| ⑦ | 関係法令の遵守（※２） | □ |
| ⑧ | 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める | □ |
| ⑨ | 正しい知識に基づく作業安全に努める | □ |

※１　①から⑨までの各取組項目のチェックに当たっては、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 －民間事業者・自治体等編－」に記載の各取組項目に該当する取組例のうち１つ以上を実施するものとする。

※２　関係法令の遵守については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

〇 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

〇　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

〇　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

〇　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）

〇　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

〇　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

〇　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）